

令和7年度

西条市の教育基本方針



西 条 市 教 育 委 員 会

西条市民憲章

わたくしたちの西条市は、石鎚連峰と瀬戸内海にいだかれ、豊かな自然と清らかな水の恵みにはぐくまれた、歴史と伝統が息づくまちです。わたくしたちは、これらの財産を活かし、人づくり・ものづくりに励み、未来の西条市につなぐために、この憲章を定めます。

わたくしたちは、生きがいと希望に満ちた、笑顔がやぐあたたかいまちをつくりまします。

わたくしたちは、豊かな水と緑を守り、自然と調和した美しいまちをつくりまします。

わたくしたちは、絆を深め、共に助け合い、安全・安心な住みよいまちをつくりまします。

わたくしたちは、先人の教えに学び、伝統と文化を尊ぶ教育のまちをつくりまします。

わたくしたちは、郷土の恵みを活かし、活力あふれる産業のまちをつくりまします。

目 次

	教育基本方針	1
I	学校教育	2
II	社会教育	9
III	人権・同和教育	14
IV	教育施設の整備	17
1	資料の部	
(1)	教育長及び教育委員名簿	19
(2)	事務局組織	20
(3)	事務分掌	21
(4)	教育財政	22
(5)	西条市立幼稚園、小・中学校等一覧表	23
(6)	学校施設の概要	24
(7)	西条市青少年育成センター	26
(8)	西条市ウイングサポートセンター	27
(9)	社会教育施設の状況	28
(10)	図書館施設の状況	32
(11)	文化会館利用状況	33
(12)	西条市の国・県・市指定文化財一覧表	34
(13)	西条市人権教育協議会組織表	38
(14)	社会教育集会所施設の概要	38
(15)	小・中学校給食の推移	39
(16)	「えひめ教育の日」実施状況	43
2	行事予定の部	
(1)	年間行事予定表	
	学校教育	45
	社会教育	46
	人権・同和教育	47
(2)	月別行事予定表	
	令和6年4月～翌年3月	49

教育基本方針

西条市の将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向け、教育環境の整備充実を図り、ふるさとを愛する豊かな心とともに、はぐくむ教育・文化を実感できるまちづくりを推進する。

—推 進 目 標—

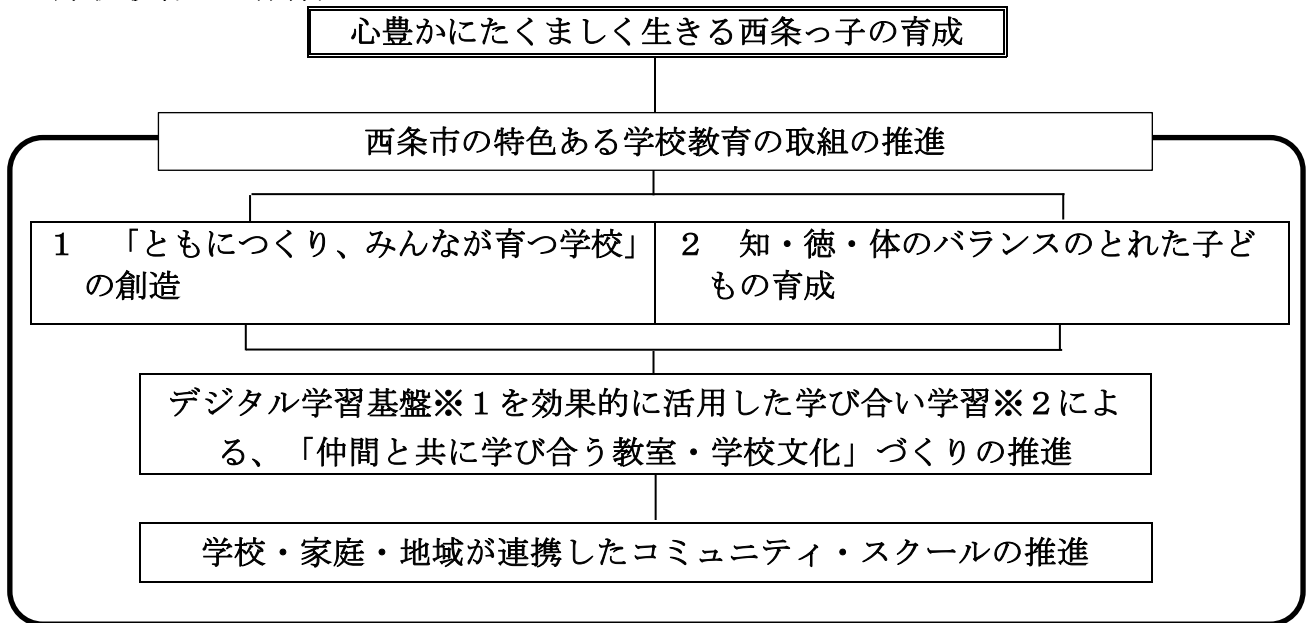
- 1 学校・家庭・地域が連携・協働し、時代の流れに即した知・徳・体のバランスのとれた「心豊かにたくましく生きる西条っ子の育成」に努める。
- 2 デジタル学習基盤を効果的に活用した学び合い学習による、「仲間と共に学び合う教室・学校文化」づくりの推進によって、教育の質の向上に努める。
- 3 世代に即した生涯にわたる学習活動の充実と地域活動への参加の拡大を図るとともに、生涯学習環境の整備に努める。
- 4 地域の安全・安心に資する事業展開により、地域社会・家庭の教育力及び危機管理意識の向上に努める。
- 5 自然を守り育て、郷土を愛する教育の推進に努める。
- 6 文化に対する市民意識の高揚を図り、郷土の先人を顕彰するとともに、貴重な文化財・歴史民俗資料などの保護と有効活用に努める。
- 7 部落問題をはじめ、あらゆる人権問題に関する学習機会の提供を通じて、市民一人ひとりが多様な価値観や互いの違いを認め合う豊かな心とともに育み、市民の人権が真に尊重される差別や偏見のない社会の形成に努める。

【西条市の教育基本方針の位置づけ】

本教育基本方針は、第3期西条市総合計画を骨子として、令和7年度に改定された西条市教育大綱に沿った内容で、より具体的な重点目標等を掲げるとともに、教育振興の指標となるものである。今日の社会情勢の変化や教育を取り巻く環境の変化に対応するため、毎年度改定を行っている。

I 学 校 教 育

〈学校教育の全体像〉



〈今年度の学校教育が特に目指す「5つ」のポイント〉

1 学び合い学習の推進

～デジタル学習基盤（協働学習アプリ「スクールタクト」等）を効果的に活用した「学び合い学習」により、すべての児童生徒が「つながる・分かる・楽しい」授業改善と、「仲間と共に学び合う教室・学校文化」づくりを目指す～

2 グローバル社会を生き抜く人材育成に向けた外国語教育の推進

～ALTの配置による質の高い英語教育の推進により、「国際共通語の英語が話せるまちづくり」とグローバルレベルでの異文化理解、コミュニケーション力の向上を目指す～

3 いじめ・不登校対策の充実

～教師の生徒指導力と授業力の向上による充実した学級経営、授業経営を通して、児童生徒のいじめ・不登校の未然防止、早期発見・早期対応、指導・援助、自立支援体制の確立を目指す～

4 特別支援教育の充実

～インクルーシブ教育の実現に向けて、児童生徒一人一人のニーズに合わせた支援の充実を目指す～

5 コミュニティ・スクールの推進

～学校の教育課題の解決に向けた熟議を通して、地域の教育資源を活用し、学校・家庭・地域の連携のもとに、明るく温かい学校・ともに支え合う地域づくりを目指す～

〈学校教育における重点目標〉

1 「ともにづくり、みんなが育つ学校」の創造

成果指標（K P I）	基準値	目標値（令和11年度）
学校への復帰を希望する児童・生徒について、教育支援教室等からの復帰者を増加します（累計）	31.6% （令和5年度）	35.0%
コミュニティ・スクールによる地域ボランティアの登録者数を増加します（累計）	延べ1,283人 （令和6年度）	延べ1,340人 （令和7～11年度）

※第3期西条市総合計画

（1）一人一人の子どもを大切にする学校

保護者、地域、関係機関と連携・協働により、一人一人の子どもを大切にする教育を推進する。

ア 人権・同和教育の推進

（ア）愛媛県人権対策協議会との連携

（イ）西条市人権・同和教育の研修の充実と実践化

イ 生徒指導の充実

生徒指導の目的及び生徒指導の重層的支援構造をもとに、「発達支持的生徒指導（課題未然防止教育）」「課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）」「困難課題対応的生徒指導」※3の充実を図る。

（ア）不登校対策

不登校の未然防止に向けた学級経営と授業経営の充実（生徒指導力と授業力の向上）による温かい学級・学校づくり

児童生徒の社会的自立を目指した児童生徒の居場所づくり等、児童生徒一人一人の実態に寄り添った支援・指導の工夫改善

（イ）いじめ防止対策

西条市及び各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見・早期対応を基本とした総合的ないじめ防止対策の充実と推進

いじめ重大事態への備えと、教育委員会と連携した迅速ないじめ対応の実施

（ウ）校内指導体制の充実

ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの連携強化と校内サポートルーム、メタサポキャンパス（メタバース）等を活用した児童生徒支援の充実

（エ）関係機関との連携強化

西条市青少年育成センター（教育支援教室）、ウイングサポートセンター、東予子ども・女性支援センター、高等学校、警察署、フリースクール、放課後デイサービス、放課後児童クラブ等関係機関との連携強化と児童生徒支援の充実

（オ）家庭児童相談員等との連携強化

家庭児童相談員等との連携強化による児童虐待、DV、ネグレクト、ヤングケアラー等の早期発見、早期対応

（カ）デジタル学習基盤を活用したオンライン学習の実施等（オンラインによる学習指導、相談支援）

ウ 特別支援教育の推進

（ア）さまざまな学びの場（通常学級、特別支援学級、通級指導教室等）での教育及び支援

の充実

- (イ) インクルーシブ教育の実現に向けて退級を見据え、児童生徒一人一人のニーズに合わせた個別の教育支援計画の立案と実践、特別支援学級教育課程の適切な実施、進路相談の推進
- (ウ) 東部・西部ウイングサポートセンター等、関係機関との連携強化による校内教育支援体制の充実

(2) 子どもの成長を支える家庭や地域との連携・協働

学校や子どもの様子について積極的に情報発信するとともに、子どもの成長につながるよう地域の人的・物的資産の有効活用を図る。

ア コミュニティ・スクールの推進（人につながる・社会につながる・未来につながる）

- (ア) 学校・家庭・地域との連携及び地域コーディネーター育成等の推進

- (イ) 地域、企業、各種団体、学校支援ボランティア等と連携・協働した体験学習の推進

イ 家庭・地域への積極的な情報発信

- (ア) ホームページや学校だより等の充実による、学校や児童生徒の活動の発信

- (イ) 広報さいじょう（特集記事、子育てひろば等）、HP、FB等を活用した情報発信

(3) 教師力の向上と学校力の充実

教職員の学習指導や生徒指導の力を向上させるとともに、教育目標を具現化するためにチームとして取り組む学校づくりを推進する。

ア 学校マネジメント力の向上

- (ア) 学校の教育理念や教育目標、経営方針の明確化及び共有化

- (イ) 創意ある教育課程の編成と実施

- (ウ) 実効性のある学校評価の実施と改善

- (エ) 校務の情報化と教職員の意識改革による業務改善

イ 教職員の資質能力の向上

- (ア) 綱紀粛正の徹底

- (イ) 危機管理意識の高揚

- (ウ) 若年教職員の授業力・生徒指導力の向上のための研修、支援の充実

- (エ) 基礎研修への参加の徹底、課題別研修への参加

- (オ) 各種研修機会の活用と参加

各種研究機関及び大学等との連携の構築、自主研修会・個々の課題に合わせたオンライン研修等への参加

- (カ) 全国教員研修プラットフォーム（Plant:プラント）への登録、各自が責任を持った確実な運用、未登録の防止

- (キ) ICTスキル、AI活用力の向上

- (ク) グループウェアミライム掲載の研修動画の視聴と活用

(4) 安全・安心な教育環境の充実

安全・安心な学校・地域をつくるため、地域とともに防災教育等の充実・発展を図りながら、防災に関わる人材の育成を推進する。

ア 各校の防災管理体制整備、防災環境整備の推進

- (ア) 防災マニュアル（危機管理マニュアル）の見直し、改善
- (イ) 南海トラフ巨大地震発生への備え
- (ウ) 実践的な避難訓練の実施（避難所運営、引き渡し訓練、各種シミュレーション訓練）
- (エ) 感染症予防に徹した安全管理

イ 各小・中学校区における防災教育の推進

- (ア) 小・中学校と地域が連携した防災教育の実施

ウ 関係諸機関との連携

- (ア) 各地域防災士との連携強化
- (イ) 各自治会、児童生徒をまもり育てる協議会、健全育成協議会等との連携による学校・地域の安全確保

（５）業務改善の推進

教職員一人一人が、誇りや情熱、やりがいを持って働ける教育環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子どもと向き合う時間の確保や教職員のウェルビーイングの向上を通して、質の高い教育を実現する。

ア 教職員の業務の効率化・適正化

- (ア) 部活動地域移行を目指した取組の推進（地域クラブ活動、合同部活動、拠点校部活動、部活動指導員の配置等の充実）を推進し、第一段階としては、土日の地域移行を目指し、地域クラブとの連携を強化
- (イ) スクール・サポート・スタッフ、学習補助員等の配置による業務の適正化・軽減化
- (ウ) 校務支援ソフト、グループウェア、テレワーク等を活用した業務の効率化・軽減化
- (エ) 放課後等の保護者相談業務、生徒指導業務等への適切な対応と支援、スクールロイヤーの活用（モンスターペアレンツ等）
- (オ) マチコミメール等を活用した学校家庭間の連絡業務の効率化・省力化
- (カ) ピアサポート（教職員による相互支援）と適切なワーク・ライフ・バランスに基づくワーク・エンゲージメントの向上

イ 教育ＤＸの推進

- (ア) 次世代校務ＤＸ環境の構築による、教育ＤＸの推進、セキュリティ強化、情報漏洩の防止
- (イ) デジタル学習基盤（タブレット等）の適切な保守、タブレット端末更新の対応

（６）学校規模適正化等の検討及び推進

将来的に児童・生徒数の減少が想定される中、子ども達の豊かな人間性の育成や良好な学習環境の創出等の見地から、将来あるべき学校規模等の検討を進め、「ともにづくり、みんなが育つ学校」の創造に資する。

ア 将来を見据えた教育環境の適正化

- (ア) 小中学校の学校適正規模・適正配置等の推進
- (イ) 民間プール等を活用した小中学校の水泳授業の推進

2 知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成

成果指標（K P I）	基準値	目標値（令和11年度）
小中学校における全国学力状況調査で全国平均以上の学校数を増加します	18校 (令和5年度)	21校
I C Tを効果的に活用した授業を推進するため、スクールタクト認定マスターを増やします（累計）	44人 (令和5年度)	100人
中学校における全国学力状況調査で英語科目が全国平均以上の学校数を増加します	3校 (令和5年度)	6校

※第3期西条市総合計画

（1）デジタル学習基盤の活用と「学び合い学習」の推進

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るために、「デジタル学習基盤の効果的な活用」による学び合い学習を推進し、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を通して、児童生徒に新しい時代に求められる資質・能力を育成する。学び合い学習の深化を通して、「仲間と共に学び合う教室・学校文化」づくりを推進する。

ア 学び合い学習と GIGA スクール構想の推進

- (ア) デジタル学習基盤の基礎となるタブレット端末や協働学習アプリ（スクールタクト）を効果的に活用した学び合い学習による、「仲間と共に学び合う教室・学校文化」づくりを目指した教育を推進
- (イ) 「授業のユニバーサルデザイン化」、児童生徒が「学び方を学ぶ」取組の推進
- (ウ) 「学び合い学習デザインシート」「授業モデル」等を生かした授業研究の推進
- (エ) 「対話」を基盤とする課題解決的な学習の構築、ジャンプ問題の実践、「めあて、課題、まとめ、振り返り」等の提示、ノート指導の充実
- (オ) 児童生徒1人1台タブレット端末の持ち帰り学習の推進
- (カ) 西条市 GIGA スクールポータル活用、オンライン学習の在り方研究

イ S D G s の推進「E S D（持続可能な開発のための教育）の視点に立った取組推進」

- (ア) 各校、地域の実情に応じたテーマ及び養われる能力・態度等の設定
- (イ) 主体的・協働的な学びによる E S D の実践

ウ 遠隔授業の実施

- (ア) デジタル学習基盤を活用した遠隔授業や交流学習の推進

（2）確かな学力の定着と向上

基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、学んだことを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付け、学びに向かう態度を育成する。

ア 学習指導要領の趣旨を踏まえた「分かる・考える・伸びる」授業の創造

- (ア) 全国学力・学習状況調査等の適正な実施、調査結果の分析と活用
- (イ) エイリス：E I L S（えひめ I C T 学習支援システム）、メクビット：MEXCBT（文部科学省 CBT システム）の活用

- (ウ) 学習アプリ（eライブラリ等）やデジタル学習教材等を利用し、地域や児童生徒の実態に応じた教材の活用と授業づくりの推進
- (エ) 新聞を読む習慣づくり、西条市電子図書館や学校図書館を活用した読書活動の推進
- イ A L Tの配置による質の高い英語教育の推進を通じた、児童生徒の英語力及びコミュニケーション力の向上
- (ア) グローバル社会を生き抜く人材育成に向けた「国際共通語の英語が話せるまちづくり」とグローバルレベルでの異文化理解、英語教育の推進
- (イ) A L Tの増員による、初等教育段階での楽しい英語教育の充実と児童生徒の英語力、コミュニケーション力の向上
- ウ 情報活用能力の育成
 - (ア) 基礎的基本的な知識技能としての情報活用能力の習得
 - (イ) S N Sの適切な活用等、「情報モラル教育」の充実と推進
 - (ウ) I C T教育指導員・支援員の活用、プログラミング教育の推進
 - (エ) 児童生徒のタイピング能力の向上
- エ 言語活動の充実
 - (ア) 「国語科」を中心とした児童生徒の「読む、聞く、書く、話す」スキルの向上、強化
 - (イ) 各教科、教科外部会等における研修の充実と推進
 - (ウ) にほんご指導教育事業の推進
- オ 家庭との連携による学習習慣の定着
 - (ア) 家庭学習の仕方や手引きの活用についての啓発による家庭との連携
 - (イ) 繰り返し学習の徹底
 - (ウ) 学校と家庭による習慣化の見届け

（３）豊かな心の育成

豊かな体験を通して、生命を尊重し、感動する心、礼儀や規律を重んじる心を育成する。

- ア 自己を見つめ生き方を考える道徳教育の推進
 - (ア) 考え議論する道徳科授業の充実
 - (イ) 学校、保護者、地域が連携した道徳教育の推進
- イ 優れた芸術や伝統文化、異文化に触れる活動の充実
 - (ア) 次代を担う子どもの文化芸術体験事業の推進
 - (イ) 異文化体験活動の充実
- ウ 文化芸術による子ども育成総合事業
 - (ア) 巡回公演事業・芸術家の派遣事業の実施
 - (イ) コミュニケーション能力向上事業の実施

（４）幼・保、小、中、高の連携・協働体制の確立

心身の調和のとれた発達を促し、人間性の基礎を培う教育を推進するため、幼・保、小、中、高の連携を強化する。特に、小学校から中学校の義務教育９年間において、学びの連続性を重視した教育を実現する。

- ア 学校家庭地域連携推進事業
 - (ア) 各中学校区の課題を共有し、解決するための共同実践研究の推進

- イ 児童・生徒一人一人を大切にした学級経営の改善と充実
- ウ ふるさとを愛する心を育てる教育の推進
 - (ア) キャリア教育の推進
 - (イ) ふるさとや郷土の偉人に学ぶ体験学習等、総合的・横断的な学習の推進
 - (ウ) 環境教育、福祉活動、ボランティア活動等各校の特色を活かした教育の推進

(5) 健やかな体の育成

生涯を通じて活力ある生活を送るための基礎となるたくましい体を育成する。

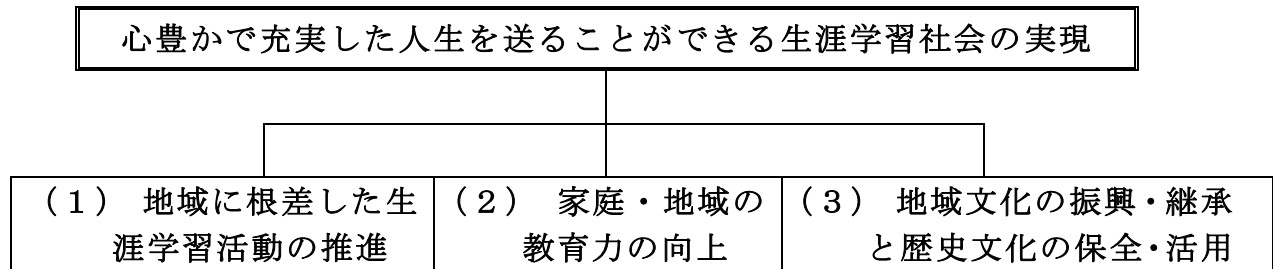
- ア 体力づくりの推進
 - (ア) 児童生徒の体力向上を図るための、創意工夫を生かした授業等の推進
 - (イ) 部活動地域移行に向けた方針を策定し、学校部活動と地域クラブ活動の連携による、安全で適切な新たな部活動の運営の在り方の調査・研究
 - (ウ) スポーツ協会、各種目協会、スポーツ推進委員等との連携・協働
 - (エ) 次世代育成支援スポーツ事業等、スポーツ教室への積極的な参加の奨励
- イ 食育の推進
 - (ア) 給食時等における、食に関する指導の充実
 - (イ) 地元産品の啓発と地産地消の推進
 - (ウ) 農家や野菜ソムリエ、企業活動等、関係機関・団体との連携
- ウ 学校給食における運営等の検討
 - (ア) 効果的かつ効率的、安全・安心な運営体制の検討
 - (イ) 学校給食施設、備品の整備・充実
 - (ウ) 給食センター化への取組
- エ 規則正しい生活習慣の確立と感染症予防、薬物乱用防止教育等の推進
 - (ア) 児童・生徒、保護者や地域への啓発
 - (イ) 保健所、警察等、関係機関・団体との連携

<備考>

- ※1 デジタル学習基盤…GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等の情報機器ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤のこと。
- ※2 学び合い学習・・・ひらがなの「学びあい学習」を漢字の「学び合い学習」表記に変更。今後は、「」は不要とし、一般的な学び合い学習の表記に統一する。このことにより、学び合う児童生徒の姿をより意図的に表現する。
- ※3 「発達支持的生徒指導(課題未然防止教育)、課題予防的生徒指導(課題早期発見対応)、困難課題対応的生徒指導」…生徒指導提要「生徒指導の重層的支援構造」より引用。

Ⅱ 社会教育

〈社会教育の全体像〉



〈今年度の社会教育が特に目指す「2つ」のポイント〉

1 公民館活動の充実 ～総合的な地域づくりの拠点として、住民自らが地域課題を解決するための学習活動を充実させ、地域と連携しながら特色ある地域づくりを推進する～
2 考古歴史館展示の再編・充実 ～教育・文化の発展に寄与するため、考古歴史館の既存展示を見直すとともに、新たに市之川鉱山資料を展示し、令和8年度の展示リニューアルオープンに向け準備を進める～

〈社会教育における重点目標〉

1 地域に根差した生涯学習活動の推進

成果指標（K P I）	基準値	目標値(令和11年度)
市民1人当たりの公民館の利用回数を増加します	4.3回 (令和5年度)	6回
市民1人当たりの公民館主催・共催事業の参加回数を増加します	0.9回 (令和5年度)	1.7回
市民1人当たりの図書館利用回数を増加します（電子図書館含む）	3.4回 (令和5年度)	4.8回
市民1人当たりの生涯学習の館の利用回数を増加します	0.12回 (令和5年度)	0.17回

※第3期西条市総合計画

(1) 地域づくり・人づくり・つながりづくりを目指した社会教育の推進

市民の学習ニーズや地域課題等を的確に捉え、地域の自主性・主体性を生かした地域密着型の生涯学習を推進する。

ア 地域の特色を生かした社会教育活動の充実

- (ア) 地域課題の解決や地域振興に向けた講座・教室の実施
- (イ) 地域活動に関わる人材の発掘、育成及び活躍の促進
- (ウ) 多様な世代に対する学習機会の提供
- (エ) 婦人会、PTA、愛護班、文化協会、ボーイスカウト等の活動支援
- (オ) サークル等の活動に対する支援及び活動を発表する機会の提供
- (カ) 人権・同和教育の推進
- (キ) 「こころのバリアフリー」の普及・啓発
- (ク) デジタルリテラシー向上に向けた講座・教室の実施

イ 持続可能な暮らしを実現する地域コミュニティの構築に向けた支援

- (ア) 地域自治の実現と協働のまちづくりの推進に関する学習機会の提供
- (イ) 地域自治組織の設立及び運営に対する支援
- (ウ) 多様な主体による地域ネットワークの強化
- (エ) 住民主体の支え合いの体制づくりに向けた支援

(2) 社会教育活動の基盤整備

市民の生涯学習に対するさまざまなニーズや地域活動に対応する活動拠点として、公民館等社会教育施設の基盤整備と学習環境の充実に努めるとともに、地域の安全・安心に資する事業展開を図る。

ア 活動拠点としての社会教育施設の基盤整備

- (ア) 生涯学習及び地域活動の拠点としての公民館基盤整備の推進
- (イ) 地域自治の実現及び協働のまちづくりの推進を図るための公民館運営体制の強化
- (ウ) 博物館等社会教育施設の利用促進を図る分野別収蔵の実施

イ 学習環境の充実

- (ア) 中央公民館を中心とした公民館相互の連携強化
- (イ) 研修の充実による社会教育施設職員の専門性向上
- (ウ) 市の広報紙、ホームページ・フェイスブックや公民館だより等による学習情報の提供
- (エ) 市生涯学習推進講師の登録・情報提供

ウ 地域における危機管理意識の向上

- (ア) 防災をテーマとした公民館講座の開設等による防災人づくりの推進
- (イ) 自主防災意識の啓発や防災訓練など地域防災力の強化への支援

(3) 図書館のサービス機能の充実と利用促進

人づくり・まちづくり・情報発信の拠点として図書館を位置付け、持続可能な図書館サービス機能の充実に努める。

ア 人づくり・まちづくり・情報発信の拠点

(ア) 市民生活に役立つ図書館として、多面的な資料の収集による情報の提供及び市内図書館4館における図書相互補完と循環

(イ) 心豊かな子どもたちの育成と、よりよい家庭環境の構築を支援する情報の提供

(ウ) 地域的特色や課題を有する郷土資料収集による、地域文化の育成と地域づくりを支援する情報の提供

(エ) 起業や個人のスキルアップ等ビジネス支援に関する情報の提供

(オ) 新しい生活様式、デジタル化社会に合わせた電子図書館の充実

イ サービス機能の充実

(ア) 人づくり・まちづくりを支援する自主事業の充実

(イ) 学校との連携による読書活動支援の充実

(ウ) 乳幼児からの読書支援事業の充実

ウ 持続可能な図書館運営マネジメントの検討

(ア) 利用状況の検証と効率的な図書館運営の検討

(イ) 近隣公共施設との連携による賑わいの創出

2 家庭・地域の教育力の向上

成果指標 (K P I)	基準値	目標値(令和 11 年度)
放課後子ども教室・地域未来塾・土曜教育の1回当たりの参加者数を増加します	14.5人 (令和5年度)	20人

※第3期西条市総合計画

(1) 豊かな心をもった青少年の育成

子育ての原点である家庭に、教育力の向上を促し、学校・家庭・地域社会と関係団体が一体となって、社会性、協調性、豊かな心を持った青少年の育成を図る。

ア 家庭教育力の向上

(ア) 学校と連携した子育て学習講座等の実施による学習機会の提供

(イ) 子どもの読書活動の推進

イ 地域社会が育む青少年の健全育成

(ア) 学校・家庭・地域が連携・協働した放課後子ども教室、地域未来塾、土曜教育の開設及び持続的・安定的な運営のための人材確保

(イ) ふれあい交流体験事業の支援

(ウ) ネット社会から子どもを守る安全宣言の推進

- (エ) 二十歳の集いの実施
- ウ コミュニティ・スクールの推進
- (ア) 地域全体で子どもを育む気運の醸成
- (イ) 地域学校協働活動の積極的な推進

3 地域文化の振興・継承と歴史文化の保全・活用

成果指標（K P I）	基準値	目標値(令和 11 年度)
参加型文化活動事業の参加者数を増加します	9 6 1 人 (令和 5 年度)	1, 1 0 0 人
市民 1 人当たりの文化芸術活動への参加回数を増加します	0. 6 回 (令和 5 年度)	1 回
指定・登録文化財の件数を増加します(累計)	1 9 8 件 (令和 5 年度)	2 0 3 件
国史跡永納山城跡の保存整備をすすめます(累計)	4 3 % (令和 5 年度)	9 0 %
市民 1 人当たりの博物館・歴史館等の来館回数を増加します	0. 3 7 回 (令和 5 年度)	0. 5 0 回
パネル展、ホームページ等により先人紹介を行います	7 回 (令和 5 年度)	1 0 回

※第 3 期西条市総合計画

(1) 地域に根差した市民文化の振興

ふるさとの自然と文化を愛する心を培い、文化会館や公民館をはじめ生涯学習施設の活用を図り、各種文化団体や自主的サークルの育成と文化芸術の振興に努めるとともに、郷土の歴史及び文化に対する認識向上を図る。

ア 団体育成と文化芸術の振興

- (ア) 文化芸術活動への参加促進
- (イ) コーラスなど若者の舞台芸術活動に対する支援、人材育成
- (ウ) 各種講演会、文化祭等の開催及び支援
- (エ) 文化芸術鑑賞機会の拡充
- (オ) 地域や企業と連携・協働した文化芸術活動等の機会充実
- (カ) 文化芸術団体への支援
- (キ) 地域の伝統文化活動の支援
- (ク) 生涯学習関連施設の利用促進

イ 郷土の先人顕彰

- (ア) 先人の業績に触れる機会の充実
- (イ) 先人の業績の調査・研究、顕彰冊子の配布

- (ウ) 先人の業績のWEBでの公開
- (エ) 市内外への情報発信

(2) 文化財の保護と調査活用の推進

文化財の実態調査や資料整備、企画展開催等に努めて周知啓発を図り、その保存活用を推進する。

ア 保存と活用

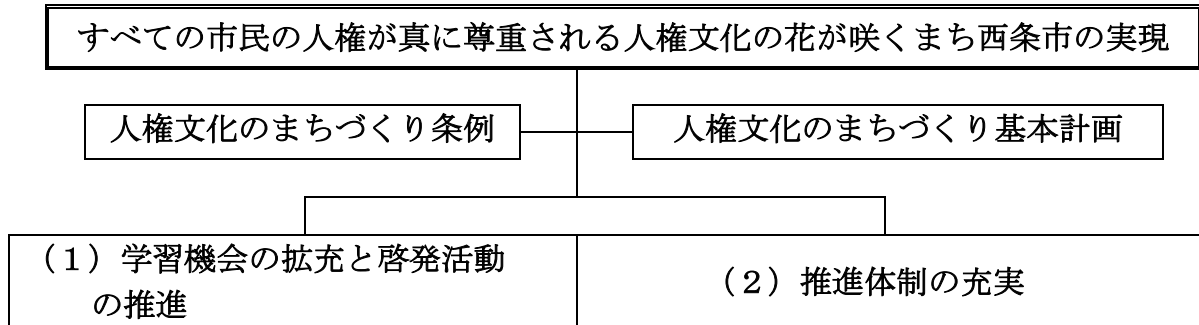
- (ア) 指定文化財の現状確認並びに新たな文化財の把握
- (イ) 発掘調査等による埋蔵文化財の所在状況の把握及び記録保存
- (ウ) 国指定史跡「永納山城跡」の保存整備の推進
- (エ) 保護措置の実施や補助金交付など文化財の適切な維持管理及び支援
- (オ) 市内各社会教育施設等が収蔵する資料の整理・集約と活用
- (カ) 四国遍路世界遺産登録推進に係る県との連携
- (キ) 文化財レスキューに関する活動

イ 市民の文化財保護意識の向上

- (ア) 指定文化財の周知
- (イ) 埋蔵文化財包蔵地の周知
- (ウ) 未指定文化財の保護意識の啓発
- (エ) 「永納山城跡」の情報発信
- (オ) 文化財関係施設の利用促進
- (カ) カブトガニ保護・活用の推進と情報発信
- (キ) 市之川鉾山資料の公開と情報発信
- (ク) 石鎚黒茶製造技術の情報発信

Ⅲ 人権・同和教育

〈人権・同和教育の全体像〉



〈今年度の人権・同和教育が特に目指す「4つ」のポイント〉

1 市民意識調査の活用 ～分析結果を基に、人権問題に関する現状と課題を明らかにし、今後の人権施策推進の具体的な方策を検討し、実施する～
2 今日的課題を踏まえた積極的な学習機会の提供 ～「性的マイノリティ」「性的指向・性自認」に関する学習機会の充実により更なる理解促進を目指す～
3 学校及び地域と一体となった人権・同和教育の推進 ～学校との連携強化、関係職員の教育・研修機会の充実、市民への啓発・学習機会の提供により、部落問題を自分事と捉えることができる同和教育を目指す～
4 公民館人権・同和教育活性化事業の実施 ～本事業の実施と併せ、人権教育指導員による公民館への巡回訪問（相談・助言支援）を行うことで公民館における取組の充実を目指す～

〈人権・同和教育における重点目標〉

1 学習機会の拡充と啓発活動の推進

成果指標（K P I）	基準値	目標値(令和 11 年度)
人権意識が高まった市民の割合を増加します。	76.9% (令和 5 年度)	80.0%
企業部会の研修会への参加者数を増加します。	70人 (令和 5 年度)	100人

※第3期西条市総合計画

(1) 市民総ぐるみの人権・同和教育研修会等の推進

研修会等の積極的な開催や、啓発活動の推進を図るとともに、その内容の充実に努める。

ア 市民意識調査の結果や今日的課題を踏まえた積極的な学習機会の提供

- (ア) 自治会、PTA、婦人会等各種団体及び市民への啓発の推進並びに研修の充実
- (イ) 就学前教育・学校教育・社会教育関係職員の教育・研修機会の充実及び人権・同和教育指導者の養成
- (ウ) 公民館人権・同和教育活性化事業の実施及び集会所等における計画的な学習活動の推進
- (エ) 「部落差別解消推進法」の具現化に向けた更なる取り組み
- (オ) 性的マイノリティ、性的指向・性自認に関する理解促進に向けた更なる取り組み
- (カ) 市民意識調査の活用
- (キ) 各種資料、視聴覚教材の積極的活用
- (ク) 地域における懇談会の充実
- (ケ) 各研究大会への積極的な参加
- (コ) 「差別をなくする強調月間」行事の推進と市人権・同和教育研究大会の充実
- (サ) オンラインによる学習機会の提供及び啓発活動の展開

イ 人権意識の高揚を図るための効果的な啓発活動の推進

- (ア) 市の広報紙、ホームページ・SNS、公民館だより、各種機関紙等による情報提供
- (イ) 人権を考える日（毎月10日）における啓発活動の拡充
- (ウ) 「身元調査おことわり運動」の推進
- (エ) 「西条市人権文化のまちづくり基本計画」の周知
- (オ) SDGsとの関連付けによる「人権」への関心度の向上

2 推進体制の充実

(1) 西条市人権教育協議会等との連携強化

西条市人権教育協議会や関係団体との連携を更に深め、学校及び地域と一体となった人権・同和教育を推進する。

ア 西条市人権教育協議会活動の推進

(ア) 企業部会への加入促進及び企業・事業所対象の研修会の充実、企業内研修への講師派遣及び資料提供等の積極的な啓発活動の推進

(イ) 学校・家庭・地域・行政の連携と一体的な活動の推進

(ウ) 子ども会活動の活性化

(エ) 行政部会と連携した市職員研修の充実

イ 愛媛県人権対策協議会西条支部、東予地域人権啓発活動ネットワーク協議会、西条公共職業安定所等関係団体との連携による研修機会の確保及び推進

(ア) 差別をなくする市民の集いや人権の花運動等の充実

(イ) 公民館人権・同和教育訪問の実施

(2) 人権文化のまちづくり庁内推進計画の実践

人権文化のまちづくり基本計画にもとづき、人権課題解決に向けた全庁的な取組を推進する。

ア 全庁的な取組による計画の実践

(ア) 各部署のあらゆる施策に人権尊重の考え方を取り入れた、市民一人一人が大切にされる行政の推進

IV 教育施設の整備

(1) 施設の整備

整備手法を工夫して効率的・効果的に施設整備を進める。

令和7年度 主要教育施設の整備計画

事業名	事業内容
学校施設長寿命化事業	令和2年度に策定した「西条市学校施設長寿命化計画」に基づき、神戸小学校校舎について、コンクリートの中酸化防止対策及び躯体の健全化やライフラインの再整備等、長寿命化改修を行い、神戸公民館との施設複合化の整備を進める。 【継続】令和元年度～
学校施設躯体健全化事業	令和6年2月に発生した、西条北中学校の外壁剥落事故を受け、老朽化の進行具合の著しい学校施設の外壁改修及び耐震補強工事を実施することで、学校施設の躯体健全化を図り、児童生徒の安全安心を確保する。 【継続】令和6年度～
東部学校給食センター整備事業	令和3年度に策定した「西条市学校給食施設整備基本計画」に基づき、市内東部地域の学校に給食を提供する東部学校給食センターの令和7年9月の供用開始を目指し、給食配膳室等の整備を行う。 【継続】令和3年度～

(2) 施設の維持管理

安全・安心な教育環境をつくるため、老朽化する施設を健全な状態に維持すべく、教育施設の外壁巡視パトロールや必要な修繕を実施し、適正な維持管理に努める。